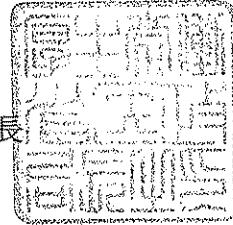


医政発第1104005号
平成20年11月4日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」の改正について

平成21年1月1日より財団法人日本医療機能評価機構（以下「評価機構」という。）を運営組織として産科医療補償制度が開始されることに伴い、平成20年11月4日付けて、「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告ができる事項の一部を改正する件」（平成20年厚生労働省告示第507号）（以下「改正告示」という。）が公布されたことを踏まえ、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（平成19年3月30日医政発第0330014号医政局長通知）について、下記のとおり改めることとしたので通知する。

貴職におかれては、これらの内容について十分に御了知頂き、併せて、管下保健所設置市、特別区、関係団体等に対し、周知をお願いする。

記

改正告示により、病院、診療所及び助産所について、「財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨」が広告可能となったところである（告示改正の概要については別添資料2「告示新旧対照表」参照）が、これらは、評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入していること、当該制度に基づく補償を実施していることを広告できるようにする趣旨であり、その際、評価機構が定めた当該制度のシンボルマークを利用しても差し支えないこととする（本ガイドラインの改正内容については別添資料1「ガイドライン新旧対照表」を参照）。

なお、評価機構以外の者が運営組織として別に制度を開始した場合には、告示等について改正することとする。

医業、歯科医業又は病院若しくは診療所に関する事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）（平成19年3月30日医政発第0330014号医政局長通知）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

新	旧
(13) 法第6条の5第1項第13号関係 アヘシ (略)	(13) 法第6条の5第1項第13号関係 アヘシ (略)
ス 広告告示第4条第15号関係 「財团法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償額と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨」においては、評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入していること、当該制度に基づく補償を実施していることを広告できるようとする趣旨であること。その際、評価機構が定めた当該制度のシンボルマークを利用するとしても差し支えないこと。	(13) 法第6条の5第1項第13号関係 アヘシ (略)
(例)・〇〇病院（産科医療補償制度加入機関） ・当院は妊娠の方に安心して出産していただけるよう産科医療補償制度に入会しております。もしも重度の脳性麻痺となつた赤ちゃんが生まれ、一定の要件を満たしている場合には、所定の補償金をお支払いします。	ス 広告告示第4条第15号関係 (略)
セ 広告告示第4条第16号関係 (略)	セ 広告告示第4条第16号関係 (略)
ソ 広告告示第4条第17号関係 (略)	ソ 広告告示第4条第17号関係 (略)

事務連絡
平成20年11月4日

各都道府県医政主管部局 御中

厚生労働省医政局総務課

医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項の改正について

平素から大変お世話になっております。また、医療行政の推進につきまして、日々御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成21年1月1日より財団法人日本医療機能評価機構（以下「評価機構」という。）を運営組織として産科医療補償制度が開始されることに伴い、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第156号）により、標記制度において病院、診療所又は助産所が都道府県に対して報告する事項として、診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する医療機関及び助産所については、新たに『財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無』という項目が追加されたところです（省令改正の概要については別添資料2「新旧対照表」を参照）。

今般、産科医療補償制度の実施に伴う所要の法令の改正等に併せて、「医療機能情報提供実施に当たっての留意事項について」（平成19年9月25日事務連絡）の添付資料を別添資料1のとおり改めましたので（改正箇所は黄色に塗った部分）、その内容を御確認いただき、標記制度の円滑な運用に向けて引き続き御尽力いただきますようお願いします。

また、別添資料1について電子媒体での提供を希望される場合は、下記連絡先までメールにて御連絡をお願いします。

添付資料

- （別添1）本編資料【各医療機関別】（省令別表第1に記載された事項及び留意事項）
- （別添2）医療法施行規則（昭和23年厚生労働省令第50号）新旧対照表

〈連絡先〉

厚生労働省医政局総務課 加藤(壮)

T E L : 03-5253-1111 (内線2518)

E-mail : katou-souichi@mhlw.go.jp

医療機関の医療機能に関する情報【病院】

記載上の留意事項	
事項	詳細
(1) 基本情報	
1 病院の名称	
2 病院の開設者	
3 病院の管理者	
4 病院の所在地	
5 病院の案内用の電話番号及びFAX番号	
6 診療科目	医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。
7 診療科目別の診療日	
8 診療科目別の診療時間	標準としている診療科目毎の診療を行う時間を記載。
9 病床種別及び層別又は許可病床数	医療法第7条第2項に規定する病床種別（一般病床、精神病床、感染症病床、結核病床、感染症病床、精神病床、感染症病床数及び病床種別病床数（一般病床数、精神病床数、感染症病床数、結核病床数）
(2) 病院へのアクセス	
10 病院までの主な利用交通手段	病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載。
11 病院の駐車場	(i) 駐車場の有無 (ii) 駐車台数 (iii) 有料又は無料の別
12 室内用ホームページアドレス	(i) の駐車場の有料・無料の区別を記載（有料の場合、料金を記載することも差し支えない。）
13 室内用電子メールアドレス	患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
14 診療科目別の外来受付時間	患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
15 約診療の有無	
16 時間外における対応	別表1の1)
(3) 院内サービス・アメニティ	
18 院内処方の有無	外来患者に対して、病院内で処方が行われているかどうか。
19 対応にとができる外国语の種類	
20 障害者に対するサービス内容	別表1の2)
21 車椅子利用者に対するサービス内容	別表1の3)
22 受動喫煙を防止するための措置	別表1の4)
23 医療に関する相談に対する体制の状況	医療に関する相談窓口を設置している場合の、窓口対応を行う医療ソーシャルワーカー等の相談員の人数（※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載）
24 入院食の提供方法	別表1の5)

25 病院内の売店又は食堂(外来者が使用するものに限る。)の有無		
(4) 費用負担等		
26 保険医療機関 公費負担医療機関及びその他の病院の種類	(i)「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額 (ii)「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 (iii)「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 (iv)「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額 (v)「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	別表1の6)
27 選定療養		
28 治験の実施の有無及び契約件数		審事法(昭和35年法律第145号)に規定する治験実施しているかどうか、実施している場合は、報告を行う年度の前年度の治験実施に係る契約件数
29 クレジットカードによる料金の支払いの可否		
30 先進医療の実施の有無及び内容		病院において、健康保険法(大正11年法律第70号)により厚生労働大臣の定める評価基準のうち、先進医療を実施しているかどうか。実施している場合は先進医療の内容(ただし、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において、字数制限を定めることができる。)
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項		
(1) 療養内容、提供保健・医療介護サービス		
31 療養従事者の専門性に関する資格の種類及びその種類毎の人数	別表1の7) 該当する資格を保有する医療従事者(非常勤を含む)が在籍している医療機関は当該専門資格を保有する医療従事者数の総額毎に記載する。(ただし、内容を記載する場合には常勤換算により記載)をそのまま記載する。	
32 保有する施設設備	別表1の8)	
33 併設している介護施設		別表1の9)※同一敷地内に併設されているもの
34 対応ができる疾患・治療の内容		別表2
35 対応することができる短期滞在手術		別表1の10)①(日帰り手術) 別表1の10)②(1泊2日手術)
36 専門外来の有無及び内容		病院内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。
37 健康診査及び健康相談の実施	(i) 健康診査の実施の有無及び内容 (ii) 健康相談の実施の有無及び内容	内容については、「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県が定める様式において字数制限を設けることができる。
38 対応することができる予防接種		内容については、「かんにに関する健康相談」、「生活習慣病に関する健康相談」等、対象者や部位を付記することは差し支えない。ただし、内容については、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
39 対応することができる在宅医療		別表1の11)
40 対応することができる介護サービス		別表1の12)
41 セカンド・オピニオンに関する状況	(i) セカンド・オピニオンのための診療にかかる費用及び料金の有無 (ii) セカンド・オピニオンを求めて受診した場合に、そのための診察を行った場合の料金	診療報酬点数表に基づき、診療情報を提供しているかどうか。(主治医がセカンド・オピニオンを求める患者又はその家族からの申し出に基づき、治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報等、他の医師が当該患者の診療方針について助言を行うために必要かつ適切な情報を添付した診療状況を示す文書を患者又はその家族に提供すること) 患者者がセカンドオピニオンを求める場合に、そのための診察を行った場合の料金

		「病床の種別ごとの患者数」、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の入院患者延数をそれぞれ暦日で除した数を記入する。
53 患者数	(i) 外来患者数	「外来患者の算出」は、「1日平均患者数×25年算定期の算定に基づく入院患者数」に在宅患者数は含みない。
	(ii) 在宅患者数	「在宅患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の在宅患者延数を記入する。
54 平均在院日数	(i) 患者満足度の調査の実施の有無	報告する前年度の「在院患者延数／(1/2 × (新入院患者数+退院患者数))」(病床種別)
55 患者満足度の調査	(ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無	患者に行う病院に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
56 (財)日本医療機能評価機構による認定の有無	(i) のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。	(ii) のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。
57 (財)日本医療機能評価機構による認定証を受審し、認定証を発行されているかどうか。	(財)日本医療機能評価機構の病院機能評価を受審し、認定証を発行されているかどうか。	
	診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する病院にあつては、(財)日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無	

医療機関の医療機関に関する情報【診療所】

1. 管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	詳細	記載上の留意事項
(1) 基本情報		
1 診療所の名称		
2 診療所の開設者		
3 診療所の管理者		
4 診療所の所在地		
5 診療所の案内用の電話番号及びFAX番号		
6 診療科目		医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。
7 診療科目別の診療日		標準としている診療科目毎の診療を行う時間を記載
8 診療科目別の診療時間		医療法第7条第2項に規定する病床種別(一般病床、療養病床の別) 医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た総病床数及び病床種別病床数(一般病床数、療養病床数)
9 病床種別及び留出又は許可病床数		
(2) 診療所へのアクセス		
10 診療所までの主な利用交通手段		病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
11 診療所の駐車場	<p>(i) 駐車場の有無</p> <p>(ii) 駐車台数</p> <p>(iii) 有料又は無料の別</p>	敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。 (i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載
12 案内用ホームページアドレス		(i)の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)
13 案内用電子メールアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
14 診療科目別の外来受付時間		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
15 予約診療の有無		
16 時間外における対応		
17 面会の日及び時間帯		
(3) 院内サービス・アメニティ		
18 院内専方の有無		外来患者に対して、診療所内で専方が行われているかどうか。
19 対応ができる外国语の種類		
20 障害者に対するサービス内容		別紙1の2)
21 車椅子利用者に対するサービス内容		別紙1の3)
22 受動喫煙を防止するための措置		別紙1の4)
23 医療に関する相談員の配置の有無及び人数		医療ソーシャルワーカー等の相談員を配置している場合にはその人数を記載(※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載)

(4) 費用負担等		
24 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の診療所の種類	(i)「特別の療養環境の提供」に係る特別の料金の徴収が発生する病床数及び金額 (ii)予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	別紙1の5)
25 連定療養	(iii)「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	
26 治験の実施の有無及び契約件数	(iv)「前年度の前年度の治験実施に係る契約件数	薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する治験を実施しているかどうか。実施している場合は、報告を行
27 クレジットカードによる料金の支払いの可否		
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項		
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス		
28 療養従事者、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類及びその種類毎の人数	(v)「特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているか、該当する資格を保有する医療従事者の人数(非常勤を含む場合には常勤換算により記載)をその種類毎に記載すること	別紙1の6)
29 併設している介護施設		別紙1の7)
30 対応することができる疾患又は治療の内容		別紙2
31 対応することができる短期滞在手術	(i)手術①(日帰り手術) (ii)手術②(1泊2日手術)	別紙1の8)
32 専門外来の有無及び内容		別紙1の8)
33 健康診査及び健康相談の実施	(i)健康診査の実施の有無及び内容 (ii)健康相談の実施の有無及び内容	診療所内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合は、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。 内容については、「乳幼児検診」「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
34 対応することができる予防接種		別紙1の9)
35 対応することができる在宅医療		別紙1の10)※同一敷地内に併設されているもの
36 対応することができる介護サービス		別紙1の11)
37 セカンド・オピニオンに関する状況	(i)セカンド・オピニオンのための診療に関する情報提供の有無 (ii)セカンド・オピニオンのための診療の有無及び料金	診療報酬点数表に基づき、診療情報を提供しているかどうか。(主治医がセカンド・オピニオンを求める患者又はその家族からの申し出に基づき、治療計画、検査結果、画像診断等の医療情報を、他の医師が当該患者の診療方針について助言を行うために必要かつ適切な情報を添付した診療状況を示す文書を患者又はその家族に提供すること)
38 地域医療連携体制	(i)地域連携クリティカルパスの有無	患者がセカンドオピニオンを求めて受診した場合に、そのための診察を行い、セカンドオピニオンを行っているかどうか。また、セカンドオピニオンを自費診療としている場合の料金
39 地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無	(ii)地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供しているかどうか。	退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画を導入しているかどうか。

3. 医療の実績、結果に関する事項	
40 病院所の人員配置	(i) 医療従事者の人員数 別紙1の1(2) 「常勤者」の数と「非常勤者」について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に記載する。なお、担当させている業務内容が2以上ある場合は、その主たる業務により、計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者に基づいて計上する。 有床診療所の病床別のそれぞれの看護師実質配置の状況(1対〇) (計算方法)各病床別の1日平均患者数×看護師数(常勤換算) ※(医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱)及び別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき算出すること。
41 看護師の配置状況	医療法施行規則に基づく事故等事業に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他の事故等事業に関する科学的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業)に参加しているかどうか。 医療法施行規則に基づく事業(事故等事業に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他の事故等事業に関する科学的な調査研究を行つとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業)に参加しているかどうか。
42 法令上の義務以外の医療安全対策	(i) 医療事故情報収集等事業への参加の有無 (i)院内での感染症の発症率に関する分析の実施の有無
43 法令上の義務以外の院内感染対策	対象を定め、継続的・定期的に集計・解析し、何らかの形で医療機関における院内感染対策の取組として活用しているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。
44 電子カルテシステムの導入の有無	診療所内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口で、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。 当該診療所における患者に対する治療結果について行う分析を行っているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。
45 情報開示に関する窓口の有無	(i)死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無 (ii)死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無
46 治療結果情報	治療結果に関する分析の結果について、患者等の求めに応じて提供しているかどうか。 「病床の種別ごとの患者数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の入院患者延数をそれを暦日で除した数を記入する。 「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を実在院日数で除した数を記入する。この場合、外来患者数は含めない。 「在宅患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の在宅患者延数を実在院日数で除した数を記入する。 報告する年度の前年度の「在院患者延数／(1/2 × (新入院患者数 + 退院患者数))」(病床種別)
47 患者数	患者に行う当該診療所に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。 (i)のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。
48 平均在院日数	(i)患者満足度の調査の実施の有無
49 患者満足度の調査	(ii)患者満足度の調査結果の提供の有無
50	診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する診療所にあつては、(財)日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償制度に加入しているかどうか。 (財)日本医療機能評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入しているかどうか。

医療機関の医療機能に関する情報【助産所】

1. 管理・運営・サービス・アメニティに関する事項		詳細	記載上の留意事項
(1) 基本情報			
1 助産所の名称			
2 助産所の開設者			
3 助産所の管理者			
4 助産所の所在地			
5 助産所の案内用の電話番号及びFAX番号			
6 就業日			助産所において業務を行っている曜日及び休業日等を記載
7 就業時間			助産所において業務を行っている時間を記載
(2) 助産所へのアクセス			
8 助産所までの主な利用交通手段			助産所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から助産所までの主な交通手段、所要時間等を記載
9 助産所の駐車場			敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。 (i) 駐車場の有無 (ii) 駐車台数 (iii) 有料又は無料の別
10 案内用ホームページアドレス			(i) の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載 (ii) の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)
11 案内用電子メールアドレス			患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
12 面会の日及び時間帯			患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
13 外来受付時間			
14 予約の有無			
15 助産所の業務形態			別紙1の1) 就業時間以外における対応が可能かどうか。
(3) 院内サービス・アメニティ			
17 対応ができる外國語の種類			
18 障害者に対するサービス内容			別紙1の2)
19 車椅子利用者に対するサービス内容			別紙1の3)
20 受動喫煙を防止するための措置			別紙1の4)
(4) 費用負担等			
21 クレジットカードによる料金の支払いの可否			

2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項		
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス		
22 家族付き添い室の有無	出産等に際して、付添者が待機できる部屋があるかどうか。	
23 妊産婦に対する相談又は指導	別紙1の5)	
3. 医療の実績、結果に関する事項		
24 助産所の人員配置	(i) 医療従事者の人員数 別紙1の6) 常勤者との数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数と足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によつて計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行つている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。	
25 分娩件数	報告する年度の前年度の分娩件数	
26 妊産婦等満足度の調査	(i) 妊産婦等満足度の調査の実施の有無 (ii) 妊産婦等満足度の調査結果の提供の有無 (iii) 妊産婦等満足度の調査結果を患者等の求めに応じて提供しているかどうか。 (iv) アンケート等の結果を患者等の求めに応じて提供しているかどうか。	
27 妊産婦等満足度の調査	(財)日本医療機能評価機構が定める産科医療補償費約款に基づく補償の有無 (財)日本医療機能評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入しているかどうか。	

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新

別表第一（第一条関係）

第三 医療の実績、結果等に関する事項

一 医療の実績、結果等に関する事項

イ 病院

(略)

(14)

(1)

(13)

診療所

(略)

診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する病院にあつて
は、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度
標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無

口 診療所

(略)

(14)

(1)

(10)

診療所

(略)

診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する診療所にあつ
ては、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制
度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無

二 助産所

(略)

(4) (1)
(3)
財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無

旧

別表第一（第一条関係）

第三 医療の実績、結果等に関する事項

一 医療の実績、結果等に関する事項

イ 病院

(略)

(1)

(13)

診療所

(略)

診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する病院にあつて
は、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度
標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無

口 診療所

(略)

(1)

(10)

診療所

(略)

診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する診療所にあつ
ては、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制
度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無

二 助産所

(略)

(4) (1)
(3)
財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無